

防災・減災、国土強靱化対策の着実な推進を求める意見書

我が国は、地理的及び自然的な特性から、多くの大規模自然災害等による被害を受け、自然の猛威は想像を超える悲惨な結果をもたらしてきた。本年1月に発生した能登半島地震は、多数の人的・住宅被害や、水道等のライフライン等への被害をもたらした。鳥取県内においても、昨年8月に発生した令和5年台風7号によって、本市を中心として、河川護岸や道路の崩壊、ライフラインの寸断などの甚大な被害を受け、孤立集落が発生した。このように、近年、地震や台風、局地的な豪雨、大雪等による大規模自然災害が各地で頻発している。

これら事象に対応するためには、河川・砂防・海岸施設等の整備等を含む流域治水対策や、高規格道路のミッシングリンク解消などによる道路ネットワークの機能強化対策、河川管理施設・道路等の老朽化対策等の国土強靱化の取組を進める必要がある。

国におかれては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」や令和5年6月に国土強靱化基本法の改正を行い、国土強靱化実施中期計画の策定を規定するなど、防災・減災、国土強靱化に向けた取組を進めている。これまでも、その取組の一部として千代川において実施した河道掘削等が、台風7号襲来時に千代川本川の越流等の深刻な事態を防止していたことなど、国土強靱化の取組の有効性は明らかである。しかしながら、本市において必要な対策は数多く残されており、今後も引き続き新たに策定される国土強靱化実施中期計画のもと、防災・減災、国土強靱化を強力に進めていく必要がある。

ついては、国において、次の事項について必要な措置を講じられるよう、強く要望する。

記

1. 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源について、令和6年度補正予算を、資材価格の高騰や賃金水準の上昇を考慮した上で例年以上の規模で確保し、計画的に事業を推進すること。

2. 現対策期間完了後も、切れ目無く、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、対象事業の拡大や要件の緩和など地方の意見を十分に反映し、必要かつ十分な事業量を確保した、新たな国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。

3. 激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威に対応するため、令和5年台風7号において鳥取市に派遣され支援いただいた「TEC—FORCE」等、国土交通省の地方整備局やその事務所等の出先機関の体制のさらなる充実・強化や、災害対応に必要な資機材のさらなる確保に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和6年6月21日

鳥取市議会議長 西村 紳一郎

財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣 様
内閣府特命担当大臣
(国土強靱化担当)